

令和4年 第10回 栗原市農業委員会総会議事録

令和4年10月27日 午後1時30分、下記の件の議定のため、令和4年 第10回 栗原市農業委員会総会を、栗原市役所金成庁舎に招集した。

- 日程第 1 議事録署名委員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 事務報告
- 日程第 4 報告第 1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第 5 報告第 2号 使用貸借権の解約通知について
- 日程第 6 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可取消願について
- 日程第 7 議案第 2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第 8 議案第 3号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第 9 議案第 4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第10 議案第 5号 農地転用事業計画変更承認申請について
- 日程第11 議案第 6号 農用地利用集積計画について
- 日程第12 議案第 7号 非農地証明願について
- 日程第13 議案第 8号 農地利用状況調査に伴う非農地の判断について
- 日程第14 議案第 9号 空き家に付属する農地指定申請について

1 出席委員 (22名)

- | | |
|--------------------|-----------------|
| 1番 佐々木 栄夫 委員、 | 2番 佐藤 勝 委員、 |
| 3番 熊谷 ゆり 委員、 | 5番 遊佐 一成 委員、 |
| 6番 菅原 勝宏 委員、 | 7番 岩淵 敬一 委員、 |
| 8番 米山 嘉彦 委員、 | 9番 阿部 一信 委員、 |
| 10番 曾根 金雄 委員、 | 11番 三浦 正勝 委員、 |
| 12番 鈴木 和子 委員、 | 13番 芳賀 博秋 委員、 |
| 14番 尾形 陽一郎 委員、 | 15番 高橋 寛 委員、 |
| 16番 狩野 善典 委員、 | 17番 佐々木 耕太郎 委員、 |
| 18番 高橋 榮一 委員、 | 19番 岩淵 弘 委員、 |
| 20番 三浦 栄 委員、 | 21番 大沢 純香 委員、 |
| 23番 大場 裕之 会長職務代理者、 | |
| 24番 吉田 優俊 会長 | |

2 欠席委員 (1名)

- 4番 佐々木 弘 委員、

3 議事に参与した者

事務局長	小野寺	世 洋
事務局長補佐	小 山	雅 規
農地農政係 主 幹	高 橋	潤
農地農政係 主 幹	大 場	香
農地農政係 主 事	菅 原	佑 太

(午後1時30分 開会)

議長

ご起立願います。

ご苦勞様です。ご着席願います。

稲刈りも大体が終わった状況で、残っているのは大規模農家の分かなという感じでおります。2～3日前から今年一番の冷え込みということで寒い日が続いております。これから藁の片づけ、大豆の収穫など秋に忙しくなるのではないかと思います。

委員皆様には十分に健康にご留意され、活動いただければと存じます。

それでは、只今から、令和4年 第10回 栗原市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、21名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

欠席ならびに遅刻の通告があります。

議席番号4番 佐々木 弘 委員、から所用のため欠席する旨の通告がございます。

また、議席番号9番 阿部 一信 委員から、所用のため遅刻する旨の通告がございます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議案説明等のため、関係職員を出席させております。

なお、新型コロナウイルス感染症予防対策のため、会議場の換気をしております。

また、皆様にはマスク着用をお願いいたします。

議長

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、農業委員会会議規則第27条第2項の規定により、議席11番 三浦 正勝 委員、12番 鈴木 和子 委員 の兩名を指名いたします。

議長

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、これに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

議長

日程第3、事務報告を行います。事務局から報告いたします。

小野寺事務局長

議案資料に基づき、令和4年9月29日から令和4年10月27日までに実施の事務事業等の報告並びに、令和4年10月28日から令和4年11月28日までに予定している事務事業等について説明。

議長

これで、日程第3、事務報告を終わります。

議長

日程第4、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、を報告いたします。

第1区の番号1番から3までの3案件、第2区の番号4番から5番までの2案件、第3区の番号6番の1案件、合わせて6案件について、事務局から報告いたします。

事務局

第1区の番号1番は、築館地区の 田 1筆 1, 934㎡、
番号2番は、一迫地区の 田 1筆 966㎡、
番号3番は、瀬峰地区の 畑 1筆 2, 933㎡、いずれも、農地法第3条による賃貸借権解約の3案件、

第2区の番号4番は、若柳地区の 田 1筆 4, 124㎡、
番号5番は、若柳地区の 田 5筆 5, 139㎡、いずれも、基盤法による賃貸借権解約の2案件、

第3区の番号6番は、栗駒地区の 田 3筆 1, 398㎡、
以上、6案件を説明報告。

議長

これで、日程第4、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について、報告を終わります。

議長

日程第5、報告第2号、使用貸借権の解約通知について、を報告いたします。
第2区の番号1番の1案件について、事務局から報告いたします。

事務局

第2区の番号1番は、若柳地区の田 4筆 8, 879㎡、農地法3条による使用貸借権解約の1案件、を説明報告。

議長

これで、日程第5、報告第2号 使用貸借権の解約通知について、報告を終わります。

議長

日程第6、議案第1号 農地法第3条の規定による許可取消願について、を議題といたします。

第3区の番号1番の1案件、について審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第3区の番号1番は、鶯沢地区の田 3筆 390㎡、譲受人の労力低下により規模拡大ができなくなり、所有権移転の必要がなくなったため取消を求める旨説明。

以上、1案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可取消願について、の番号1番の1案件について、原案のとおり許可することに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。

よって、日程第6、議案第1号 農地法第3条の規定による許可取消願について、の番号1番の1案件については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長

日程第7、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

はじめに、第1区の番号1番から番号2番の2案件、について審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号1番は、築館地区の畑 1筆 450㎡、番号2番は、高清水地区の畑 1筆 483㎡、いずれも所有権移転売買の2案件、なお、番号1番の案件は先月の第9回総会で承認された空き家に付属する農地の旨説明。以上、2案件を説明。

議長

次に、去る10月20日、議席番号1番 佐々木 栄夫 委員、議席番号10番 曾根 金雄 委員、農地利用最適化推進委員の 曾根 茂 推進委員 が現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いいたします。

それでは、議席番号1番 佐々木 栄夫 委員 から報告願います。

佐々木 栄夫 委員

事務局説明の2案件について、去る10月20日に4名にて、書類審査及び現地確認を行いました。

番号1番は事務局説明のとおり、先月の総会で承認された空き家に付属する農地であり特に問題はないものと判断しました。

番号2番は、相手方の要望と労力不足の理由で双方一致しており、特に問題はないと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号3番の1案件、について審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号3番は、若柳地区の畑 1筆 1, 213㎡、所有権移転売買の1案件、以上、1案件を説明。

議長

次に、去る10月21日、議席7番 岩淵 敬一 委員、農地利用最適化推進委員の 小野寺 栄悦 推進委員、及び 阿部 正一 推進委員 が現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いいたします。

それでは、小野寺 栄悦 推進委員 から報告願ひます。

小野寺 栄悦 推進委員

去る10月21日に4名にて、書類審査及び現地確認を行いました。

詳細は事務局説明のとおりであり、番号3番は相手方の要望と経営規模拡大のため売買するものであり、特に問題ないと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号4番から番号5番までの2案件、について審議いたします。
それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第3区の番号4番は、栗駒地区の畑 1筆 1, 949㎡、所有権移転売買の1案件、
なお、市外居住者の取得案件により個別内容説明、

番号5番は、鶯沢地区の田 10筆 8, 894㎡、農地法第3条による賃貸借権設定の1案件、

以上、2案件を説明。

議長

次に、去る10月21日、議席16番 狩野 善典 委員、農地利用最適化推進委員の 佐藤 憲一 推進委員、及び 三浦 勇市 推進委員 が現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いいたします。

それでは、議席16番 狩野 善典 委員 から報告願います。

狩野 善典 委員

去る10月21日に4名にて、書類審査及び現地確認を行いました。

番号4番は、南面と東面が宅地、西面と北面が市道と県道に挟まれた土地であり、管理もしっかりしており、問題はないものと判断しました。

番号5番は、労力不足と相手方の希望によるもので問題ないものと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請 について、の
番号1番から番号5番までの5案件について、原案のとおり許可することに賛成の委員
は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。

よって、日程第6、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請 について、の
番号1番から番号5番までの5案件については、原案のとおり許可することに決定いた
しました。

議長

日程第8、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について、を議題といたし
ます。

第2区の番号1番の1案件、について審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号1番は、若柳地区の 田 2筆 880㎡、申請地を住宅用地として転用
し、集合住宅及び駐車場を建築造成し家賃収入を得るものであります。

農地区分は第3種農地、生活雑排水は下水道接続、雨水の排水計画も妥当であることを
説明。

以上、許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、小野寺 栄悦 推進委員から報告願います。

小野寺 栄悦 推進委員

報告いたします。去る10月21日に4名にて、書類審査及び現地確認を行いました。

番号1番は、すでに集合住宅が建っている土地の南側で、現状変更の届出がなされてお
ります。今回の集合住宅の建築及び駐車場造成のため周辺農地に与える影響もないよう
であり、特に問題がないものと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行い

ます。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請についての番号1番の1案件、
について、原案のとおり許可することに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。

よって、日程第8、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請についての、
番号1番の1案件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

なお、その旨、意見を附して宮城県知事に送付いたします。

議長

日程第9、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたし
ます。

第1区の番号1番の1案件、について審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

番号1番は、一迫地区の 田 1筆 2, 344㎡のうち 13.41㎡ について、
地上権設定の1案件で、申請地を借り営農型太陽光発電設備を設置し売電収入を得るもの
で、パネル下部ではブルーベリーの作付けを行うものです。

農地区分は農用地区域内の農地ですが、営農型太陽光発電設備による一時転用で、不許
可の例外規定に該当、雨水は自然浸透であることを説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、議席番号10番 曾根 金雄 委員から報告願います。

曾根 金雄 委員

議案第4号の案件について報告いたします。去る10月20日に4名にて、書類審査及び現地確認を行いました。

番号1番、詳細は事務局説明のとおりであり、令和元年に営農型発電設備設置の一時転用許可を得て事業実施中であり、下部でブルーベリーを作付けしている状況。現地は、約1メートルまで苗木が成長しており引き続き生育を管理していく旨確認したことから、許可にあたっては特に問題がないものと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号2番から番号7番の6案件、について審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号2番から番号4番は関連案件のため、一括して説明します。

番号2番は、若柳地区の 田 1筆 1, 885㎡のうち 115㎡について、

番号3番は、若柳地区の 田 1筆 266㎡のうち 220㎡について、

番号4番は、若柳地区の 田 1筆 681㎡のうち 313㎡について、

いずれも申請地を一時転用し新幹線のトンネル法面工事のための作業ヤードと資材運搬用モノレールを設置するものです。

農地区分は番号2番が第2種農地、それ以外は農用区域内の農地ですが、期間を限定しての一時転用で不許可の例外規定に該当、雨水は自然浸透であることを説明。

番号5番は、金成地区の 畑 1筆 372㎡、申請地を譲り受け一般個人住宅及び駐車場を建築造成するものです。

農地区分は第1種農地ですが集落接続の不許可例外として取り扱い、生活排水は下水道接続、雨水は既設側溝排出を説明。

番号6番は、志波姫地区の 田 3筆 1, 962㎡、所有権移転売買の1案件で、申請地を譲り受け集合住宅及び駐車場を建築造成するものです。

農地区分は宅地及び高低差のある道路により分断された小集団農地となり、第2種農地として取り扱います。生活排水は下水道接続、雨水は自然浸透及び既設側溝排出を説明。

番号7番は、志波姫地区の畑 1筆 901㎡のうち348㎡、賃貸借権設定の1案件で、申請地を借り橋梁工事のための仮設事務所及び資材置場として一時転用し使用するものです。

農地区分は農振農用地ですが一時転用のため不許可例外として取り扱い、生活排水は発生せず、雨水は自然浸透及び既設側溝排出を説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、議席番号7番 岩淵 敬一 委員 から報告願います。

岩淵 敬一 委員

去る10月21日に4名にて、書類審査及び現地確認を行いました。

番号2番から4番は、新幹線トンネル工事による資材置き場の一時転用であり、過去にも同様の事例がありました。現地確認の結果、周辺への影響もないことから問題ないものと判断しました。

番号5番は、個人住宅建築の案件で、周辺への影響もないことから問題ないものと判断しました。

番号6番は、集合住宅の建築であります。周辺は宅地となっており、周辺への影響もないことから問題ないものと判断しました。

番号7番は、橋の工事による事務所と材置き場の一時転用であり、周辺への影響もないことから問題ないものと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号8番から番号9番の2案件、について審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第3区の番号8番は、栗駒地区の田 2筆 1, 241㎡、所有権移転売買の案件で

申請地を購入し太陽光発電設備を設置し売電収入を得るものです。

農地区分は農地が宅地により分断された生産性の低い第2種農地で、雨水は自然浸透を説明。

番号9番は、栗駒地区の 田 1筆 413㎡、所有権移転贈与の案件で、一般個人住宅及び駐車場を建築造成するものです。

農地区分は第3種農地で、生活排水は下水道接続、雨水は自然浸透及び既設側溝排出を説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、三浦 勇市 推進委員 から報告願います。

三浦 勇市 推進委員

書類審査及び現地確認結果をご報告します。

番号8番は、大阪の業者による太陽光発電設備の設置、

番号9番は、親子間の所有権移転贈与による一般個人住宅の建設、となっており、現地確認の結果、2案件とも問題ないものと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請についての番号1番から番号9番までの9案件について、原案のとおり許可することに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。

よって、日程第9、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請についての番号1番から番号9番までの9案件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

なお、その旨、意見を附して宮城県知事に送付いたします。

議長

日程第10、議案第5号 農地転用事業計画変更承認申請について、を議題といたします。

第3区の番号1番から番号2番の2案件、を審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第3区の番号1番は、栗駒地区の 田 1筆 440㎡、令和4年8月8日付けで許可を受け従業員駐車場及び資材置き場造成を予定していましたが、許可後に予定していた工法について土量の確保が困難となり、人力不足と相まって計画変更を行うものです。

農地区分は農地が宅地により分断された生産性の低い第2種農地で、雨水は自然浸透を説明。

番号2番は、栗駒地区の 田 3筆 5,530㎡、令和元年11月27日付けで許可を受け現場事務所及び資材置き場として事業継続していますが、天候不順や資材調達の遅れから工期の終期を延長するため計画変更を行うものです。

農地区分は農振農用地で一時転用許可であること、雨水は自然浸透を説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、佐藤 憲一 推進委員 から報告願います。

佐藤 憲一 推進委員

報告します。10月21日に先の説明のとおり4名で調査を行いました。

番号1番、番号2番ともに事務局説明のとおりであり、2案件とも問題ないものと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。
次に、討論を行います。討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第5号 農地転用事業計画変更承認申請についての、第3区の番号1番から番号2番までの2案件について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。

よって、日程第10、議案第5号 農地転用事業計画変更承認申請についての、第3区の番号1番から番号2番までの2案件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

なお、その旨、意見を附して宮城県知事に送付いたします。

議長

日程第11、議案第6号 農用地利用集積計画について、を議題といたします。
はじめに、第1区の番号1番から番号4番までの4案件、を審議いたします。
それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号1番は、築館地区の 田 3筆 3, 267㎡、
番号2番は、一迫地区の 田 27筆 31, 555㎡、
番号3番は、瀬峰地区の 田 1筆 2, 347㎡、畑 1筆 3, 094㎡、
計5, 441㎡、
番号4番は、瀬峰地区の 田 12筆 8, 230㎡、で、いずれも新規賃貸借権設定の4案件、
以上、4案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

議長

次に、第2区の番号5番の1案件について、審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号5番は、金成地区の 田 10筆 10, 233㎡、新規の賃貸借権設定の1案件、

以上、1案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第6号 農用地利用集積計画についての、番号1番から番号5番までの5案件について、原案を可とすることに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。

よって、日程第11、議案第6号 農用地利用集積計画についての、番号1番から番号5番までの5案件については、原案を可とすることに決定いたしました。

なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

議長

日程第12、議案第7号 非農地証明願について、を議題といたします。

はじめに、第1区の番号1番の1案件、について審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号1番は、瀬峰地区の畑 1筆 817㎡、願出地は、筆界未定地であったところに、宅地部分の所有者が住宅を建築したが、その後境界確定したところ当該部分が農地であり、さらに申請人の所有であることが判明し現在に至り、今後農地への復元が困難であることから、非農地の証明を願い出た旨の1案件、

以上、1案件を説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、議席番号10番 曾根 金雄 委員 から報告願います。

曾根 金雄 委員

報告いたします。10月20日に4名にて、書類確認及び現地確認を行いました。

番号1番の件は、現地確認しましたが資料のとおりであり、合併前に建物を建築し当初は筆界未定であったが、今年になって境界確定したところ、先ほどのようなことが判明したということでした。このようなこともあるのかなと思いつつも、今後、農地への復元は困難であり、非農地として判断することとしたものです。

以上、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

— 「はい」 の声と挙手 —

議長

三浦正勝委員。

三浦 正勝 委員

11番の三浦です。

内容は分かったのですが、確認したいのですが、申出地が宅地ということですが、宅地と畑の所有者がそれぞれ誰なのか、また、筆界未定で建築確認が取れた理由を伺いたいの
でお願いします。

議長

事務局説明。

事務局

現在は境界確定されておりその筆ごとにご説明します。

土地については筆界未定のころから変わっていません。建物は参考資料にあるとおり
44-2の宅地と同じ所有者です。当初自ら所有の44-2に建てるという考えのもとで建物を
建てたが、隣接の44-1に建てたという事が判明、今回の非農地証明申請人は44-1の土地
所有者による申請となります。

建築確認につきましては、農業委員会は所管外であり確認していません。

議長

三浦委員よろしいですか。

三浦 正勝 委員

了解しました。

議長

ほかに質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号2番の1案件、を審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号2番は、志波姫地区の畑 1筆 405㎡、願出地は、昭和58年頃から
申請人の先代の頃から宅地への接道及び庭として使用してきて現在に至り、今後農地への
復元が困難であることから、非農地の証明を願い出た旨の1案件、

以上、1 案件を説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、議席番号7番 岩淵 敬一 委員 から報告願います。

岩淵 敬一 委員

去る10月21日に4名にて、書類確認及び現地確認を行いました。

番号2番の件は、ただ今事務局説明のとおり長く宅地への接道及び庭として利用しきており、今後農地への復旧は困難であると判断しました。

以上、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第7号、非農地証明願についての、番号1番から番号2番の2案件について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。

よって、日程第12、議案第7号 非農地証明願の、番号1番から番号2番の2案件については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長

日程第13、議案第8号 農地利用状況調査に伴う非農地の判断について、を議題とい

たします。

それでは、番号1番から72番までの72案件について、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

(説明の前に参考資料の一部訂正を依頼した)

それでは議案を説明します。

番号1番は、築館地区の田 1, 861㎡、地目は、登記現況とも田、
番号2番は、築館地区の田 1, 220㎡、地目は、登記現況とも田、
番号3番は、築館地区の田 1, 059㎡、地目は、登記現況とも田、
番号4番は、築館地区の田 273㎡、地目は、登記現況とも田、
番号5番は、築館地区の田 2, 880㎡、地目は、登記現況とも田、
番号6番は、築館地区の田 1, 571㎡、地目は、登記現況とも田、
番号7番は、築館地区の田 5, 881㎡、地目は、登記現況とも田、
番号8番は、築館地区の田 780㎡、地目は、登記現況とも田、
番号9番は、築館地区の田 266㎡、地目は、登記現況とも田、
番号10番は、築館地区の田 2, 624㎡、地目は、登記現況とも田、
番号11番は、築館地区の田 1, 351㎡、地目は、登記現況とも田、
番号12番は、築館地区の田 1, 002㎡、地目は、登記現況とも田、
番号13番は、築館地区の田 803㎡、地目は、登記現況とも田、
番号14番は、築館地区の田 559㎡、地目は、登記現況とも田、
番号15番は、築館地区の田 639㎡、地目は、登記現況とも田、
番号16番は、築館地区の田 2, 266㎡、地目は、登記現況とも田、
番号17番は、築館地区の田 1, 677㎡、地目は、登記現況とも田、
番号18番は、築館地区の田 513㎡、地目は、登記現況とも田、
番号19番は、築館地区の田 2, 142㎡、地目は、登記現況とも田、
番号20番は、築館地区の田 10, 462㎡、地目は、登記現況とも田、
番号21番は、築館地区の田 3, 376㎡、地目は、登記現況とも田、
番号22番は、築館地区の田 2, 706㎡、地目は、登記現況とも田、
番号23番は、築館地区の田 87㎡、地目は、登記現況とも田、
番号24番は、築館地区の田 2, 507㎡、地目は、登記現況とも田、
番号25番は、若柳地区の田 553㎡、地目は、登記現況とも畑、
番号26番は、若柳地区の畑 650㎡、地目は、登記が畑、現況が原野、
番号27番は、若柳地区の畑 716㎡、地目は、登記が畑、現況が原野、
番号28番は、若柳地区の畑 1, 033㎡、地目は、登記現況とも畑、
番号29番は、若柳地区の田 1, 488㎡、地目は、登記現況とも田、
番号30番は、若柳地区の田 555㎡、地目は、登記現況とも田、
番号31番は、若柳地区の田 153㎡、地目は、登記現況とも田、

番号32番は、若柳地区の田 366 m²、地目は、登記現況とも田、
 番号33番は、若柳地区の畑 3, 149 m²、地目は、登記現況とも畑、
 番号34番は、若柳地区の田 1, 000 m²、地目は、登記現況とも田、
 番号35番は、若柳地区の畑 981 m²、地目は、登記現況とも畑、
 番号36番は、若柳地区の田 1, 099 m²、地目は、登記現況とも田、
 番号37番は、若柳地区の田 1, 019 m²、地目は、登記現況とも田、
 番号38番は、若柳地区の田 965 m²、地目は、登記現況とも田、
 番号39番は、若柳地区の田 473 m²、地目は、登記は田、現況は原野、
 番号40番は、若柳地区の田 7 m²、地目は、登記現況とも田、
 番号41番は、一迫地区の田 3, 979 m²、地目は、登記現況とも田、
 番号42番は、一迫地区の田 4, 899 m²、地目は、登記現況とも田、
 番号43番は、一迫地区の田 2, 161 m²、地目は、登記現況とも田、
 番号44番は、一迫地区の田 1, 187 m²、地目は、登記現況とも田、
 番号45番は、一迫地区の田 1, 828 m²、地目は、登記現況とも田、
 番号46番は、一迫地区の田 995 m²、地目は、登記現況とも田、
 番号47番は、一迫地区の田 1, 874 m²、地目は、登記現況とも田、
 番号48番は、一迫地区の田 1, 554 m²、地目は、登記現況とも田、
 番号49番は、一迫地区の田 722 m²、地目は、登記現況とも田、
 番号50番は、一迫地区の田 1, 061 m²、地目は、登記現況とも田、
 番号51番は、一迫地区の田 1, 835 m²、地目は、登記現況とも田、
 番号52番は、一迫地区の田 2, 668 m²、地目は、登記現況とも田、
 番号53番は、一迫地区の田 2, 280 m²、地目は、登記現況とも田、
 番号54番は、一迫地区の田 853 m²、地目は、登記現況とも田、
 番号55番は、一迫地区の田 4, 312 m²、地目は、登記現況とも田、
 番号56番は、一迫地区の田 1, 055 m²、地目は、登記現況とも田、
 番号57番は、一迫地区の田 545 m²、地目は、登記現況とも田、
 番号58番は、一迫地区の田 591 m²、地目は、登記現況とも田、
 番号59番は、一迫地区の田 485 m²、地目は、登記現況とも田、
 番号60番は、一迫地区の田 557 m²、地目は、登記現況とも田、
 番号61番は、一迫地区の田 2, 173 m²、地目は、登記現況とも田、
 番号62番は、一迫地区の田 453 m²、地目は、登記現況とも田、
 番号63番は、一迫地区の田 662 m²、地目は、登記現況とも田、
 番号64番は、一迫地区の田 419 m²、地目は、登記現況とも田、
 番号65番は、一迫地区の田 148 m²、地目は、登記現況とも田、
 番号66番は、一迫地区の田 216 m²、地目は、登記現況とも田、
 番号67番は、一迫地区の田 223 m²、地目は、登記現況とも田、
 番号68番は、一迫地区の田 221 m²、地目は、登記現況とも田、
 番号69番は、一迫地区の田 1, 703 m²、地目は、登記現況とも田、

番号70番は、一迫地区の田 2, 645㎡、地目は、登記現況とも田、
番号71番は、一迫地区の田 2, 181㎡、地目は、登記現況とも田、
番号72番は、一迫地区の田 3, 000㎡、地目は、登記現況とも田、
以上、72案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認め、次に、討論を行います。
討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。
議案第8号 農地利用状況調査に伴う非農地の判断について、原案のとおり決定することに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。
よって、日程第13、議案第8号 農地利用状況調査に伴う非農地の判断については、原案のとおり、決定することに決定いたしました。

議長

日程第14、議案第9号 空き家に付属する農地指定申請について、を議題といたします。
第1区の番号1番の1案件、について審議いたします。
それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号1番は、一迫地区の田 1筆 1, 608㎡、畑 1筆 401㎡、合計

2, 009㎡で、空き家情報登録については令和3年5月10日登録済です。なお、本案件の承認後に、農地法第3条による売買の許可申請手続きが行われる予定となっています。

以上、1案件を説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、曾根 茂 推進委員 から報告願います。

曾根 茂 推進委員

私のほうから報告いたします。10月20日に書類確認及び現地確認を行いました。

詳細は事務局説明のとおりであり、番号1番の件は、現地確認を行いましたところ、資料にある写真以上にきれいに草刈がなされ管理されており、農地指定にあたっては特に問題なしと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認めます。これより採決を行います。

議案第9号 空き家に付属する農地指定申請についての、番号1番の1案件について、原案のとおり指定することに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。

よって、日程第14、議案第9号 空き家に付属する農地指定申請についての、番号1番の1案件については、原案のとおり指定することに決定いたしました。

議長

以上をもちまして、会議案件は全て議了いたしました。

これで、令和4年 第10回 栗原市農業委員会総会を閉会いたします。

ご起立願います。ご苦勞様でした。

< 午後2時50分 閉会 >

本会議の顛末を記録し、その正当なることを証するためここに署名捺印する。

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員